

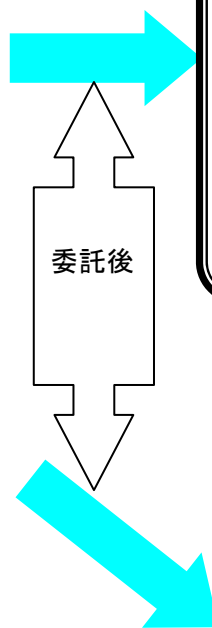
職員研修業務等の委託に関する概要

現在の人事室の主な業務

- 研修企画・計画作成
- 研修生指名・募集
- 講師選定
- テキスト・カリキュラム作成
- 研修実施
- 研修効果測定・評価
- 部局・職場研修への資料・情報提供等
- 部局・職場研修への部屋貸出等
- 備品・資料（本・ビデオ）貸出
- 自主研修への時間外部屋貸出
- ◇議会・予算対応等
- ◇長期・短期自主研修
- ◇民間実務研修
- ◇採用2年目職員民間派遣研修
- ◇政策提言サポートシステム
- ◇大学生インターンシップ
- ◇庁内公募関係業務
- ◆研修センター利用調整
- ◆研修センター・備品等管理
- ◆問い合わせ対応
- ◆府民等対応

委託する主な業務

- 講師選定
- テキスト・カリキュラム作成
- 研修実施
- 研修効果測定・評価
- 部局・職場研修への資料・情報提供等
- 部局・職場研修への部屋貸出等
- 備品・資料（本・ビデオ）貸出
- 自主研修への時間外部屋貸出
- ◆研修センター利用調整
- ◆研修センター・備品等管理
- ◆問い合わせ対応
- ◆府民等対応
- ★業務報告書等の提出
- ★委託業務遂行に係る府との調整



相互に連携

人事室に残る主な業務

- 研修企画・計画作成
- 研修生指名・募集
- 講師選定
- ◇議会・予算対応等
- ◇長期・短期自主研修
- ◇民間実務研修
- ◇採用2年目職員民間派遣研修
- ◇政策提言サポートシステム
- ◇大学生インターンシップ
- ◇庁内公募関係業務
- ☆委託業務の評価、モニタリング
- ☆委託業務遂行に係る民間事業者との調整

凡 例

- …研修業務
- ◇◆…研修以外の業務
- ☆★…委託後新たに発生する業務
- ◇☆…府の業務
- ◆★…民間事業者の業務

「大阪府職員研修業務等委託先候補者選定委員会」設置要綱

(設置)

第1条 「大阪府職員研修の実施に関する業務及びその関連業務」(以下「大阪府職員研修等業務」という。)プロポーザル実施要領に基づき委託先候補者を選定するため、大阪府職員研修業務等委託先候補者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、選定対象となる団体又は連合体の選定及び提出書類等を審査し、委託先候補者の選定を行う事務を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員は、研修業務に関して見識を有する者又は地方自治体の業務に精通する者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、平成19年10月29日から平成20年2月29日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は会務を掌理する。
- 3 委員長は委員会の議長となり、議事を整理する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(守秘義務)

第5条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

- 4 委員会は、委員長が委員会を招集するいとまがないと認めるときその他やむを得ない理由があるときには、委員に対する回議をもって開催したものとすることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬の額は、日額10,700円とする。

- 2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。
- 3 委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第8条 委員の費用弁償については、「証人等の実費弁償に関する条例」に準じて支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部人事室人事課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めのあるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月29日から施行する。

■ 選定基準補足資料

『「大阪府職員研修の実施に関する業務及びその関連業務」プロポーザル実施要領』の
 9 選定方法 (2) 選定基準 で示された選定基準の中の、
 選定の視点「大阪府職員研修業務の実施に関する業務及びその関連業務」の質に関する評価に
 おける「その他業務に関して必要な事項」の配点割合は下記のとおりです。

選定項目	割合										
<p>《その他業務に際して必要な事項》 —府の施策との整合について—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護の取扱をはじめとした社内コンプライアンス体制の整備 (2%) ・ 人権研修の取組 (2%) ・ 府が推進する施策等に関する事業者の自主的な取組 (1%) ・ 行政の福祉化 (5%) <ul style="list-style-type: none"> 内訳 { 就職困難層への雇用・就労支援 (3%) ※1 障害者の雇用に関する取組 (2%) ※2 <p>※1 就職困難層への雇用・就労支援(3%)についての配点の内訳は下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="229 1066 1238 1464"> <tbody> <tr> <td>・ 地域就労支援センター</td> <td>C-Step 加入 ⇒ 1%</td> </tr> <tr> <td>・ 障害者就業・生活支援(準備)センター</td> <td>雇用者1名 ⇒ 2%</td> </tr> <tr> <td>・ 母子家庭等就業・自立支援センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ホームレス自立支援センター の活用による就職困難者の雇用を評価する。</td> <td>雇用者1名+C-Step 加入 ⇒ 3%</td> </tr> <tr> <td>・ おおさか人材雇用開発人権センター(C-Step)への 加入の有無</td> <td>雇用者2名以上 ⇒ 3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の雇用に関する取組(2%)については提案時点での障害者雇用率を評価する。 ・ 提案時点での雇用率が1.8%を超える事業者 ⇒ (2%) ・ 常用雇用労働者数が56人未満の事業者については、別紙補足資料5の「障害者雇用状況報告書(常用雇用労働者56人未満の事業所)」を提出してください。 	・ 地域就労支援センター	C-Step 加入 ⇒ 1%	・ 障害者就業・生活支援(準備)センター	雇用者1名 ⇒ 2%	・ 母子家庭等就業・自立支援センター		・ ホームレス自立支援センター の活用による就職困難者の雇用を評価する。	雇用者1名+C-Step 加入 ⇒ 3%	・ おおさか人材雇用開発人権センター(C-Step)への 加入の有無	雇用者2名以上 ⇒ 3%	10%
・ 地域就労支援センター	C-Step 加入 ⇒ 1%										
・ 障害者就業・生活支援(準備)センター	雇用者1名 ⇒ 2%										
・ 母子家庭等就業・自立支援センター											
・ ホームレス自立支援センター の活用による就職困難者の雇用を評価する。	雇用者1名+C-Step 加入 ⇒ 3%										
・ おおさか人材雇用開発人権センター(C-Step)への 加入の有無	雇用者2名以上 ⇒ 3%										

参考資料

■ 府が推進する施策等に関する事業者の取組例

分野	具体的な取組例
◆大阪PR(情報発信)	・企業の広報媒体等を活用した府政、大阪のPR など
◆人権啓発	・人権啓発活動(街頭啓発等)への社員派遣協力 など
◆防災・災害支援	・災害発生時物資の提供(協定の締結) ・被災地支援(義援金、社員のボランティア派遣) など
◆文化・芸術	・文化、芸術イベントへの協賛 ・事業所へのメセナ自動販売機設置協力 など
◆次世代育成	・子ども、青少年育成に係るイベントへの記念品提供 ・まいど子どもカードへの協賛 など
◆男女共同参画	・「男女いきいき・元気宣言」事業者制度への登録 など
◆スポーツ	・スポーツイベントへの協賛 など
◆国際交流・留学生支援	・社員ホストファミリー登録など留学生支援 など
◆観光振興	・大阪への集客イベントの協力 など
◆保健・医療	・覚醒剤撲滅等PRへの協賛(啓発グッズの提供) ・食育推進キャンペーン等への協賛 など
◆高齢者福祉	・老人大学、老人クラブの活動への講師派遣 など
◆障害者福祉	・授産製品の活用 など
◆児童福祉	・児童虐待防止キャンペーンへの協賛、啓発グッズの提供 など
◆ベンチャー企業・コミュニティビジネス支援	・ベンチャー製品の購入 ・ベンチャーファンドへの出資 ・コミュニティビジネス事業者への発注 ・コミュニティビジネス事業者とのコラボレーション など
◆産業人材育成	・インターンシップの受入 など
◆雇用・就業支援	・職場体験の受入れなど若年者等の就職支援 ・障害者雇用職場等の見学受入れ、障害者の職場実習受入れ など
◆緑化推進	・自社施設の緑化 ・緑化イベント等での配布物品等(花の種、苗木)の提供 など
◆地球環境	・ISOなどの取得をはじめとした環境経営の取組 ヒートアイランド対策への協力 など
◆自然保護	・森林の保全活動の取組 ・トラスト活動への協力 など
◆まちづくり	・美化活動(アドプト活動)への参加、資材の提供 など
◆教育	・「こころの再生」府民運動への協賛 ・学校行事への支援 ・教材の提供 など

※ 企業の自主的取組みが期待される施策分野毎に一例を提示したものの

障害者雇用状況報告書（常用雇用労働者56人未満の事業所）

平成 年 月 日現在

A 事業主	(フリガナ) 住所 <small>(法人のときは主たる事業所の所在地)</small>	〒 - (電話番号) - -	
	(フリガナ) 名称		
	(フリガナ) 氏名 <small>(法人のときは代表者氏名)</small>	(記名押印又は署名)	
	事業の種類	○ ○ 業 (□ □ の製造、販売)	
B 雇用の状況	区 分		人 数 等
	① 除外率		%
	② 常用雇用労働者の数		人
	③ 法定雇用障害者数算定の基礎となる労働者の数		人
	④ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数		
	イ 重度身体障害者の数		人
	ロ 重度身体障害者以外の身体障害者の数		人
	ハ 身体障害者の数 (イ×2+ロ)		人
	ニ 重度知的障害者の数		人
	ホ 重度知的障害者以外の知的障害者の数		人
ヘ 知的障害者の数 (ニ×2+ホ)		人	
ト 精神障害者の数		人	
⑤ 重度身体障害者である短時間労働者の数		人	
⑥ 重度知的障害者である短時間労働者の数		人	
⑦ 精神障害者である短時間労働者の数		人	
⑧ ⑦×0.5		人	
⑨ 計 (④のハ + ④のヘ + ④のト + ⑤ + ⑥ + ⑧)		人	
⑩ 実雇用率 (⑨ ÷ ③ × 100)		%	
備考			

記載注意

- 1 事業主氏名又は名称(法人にあつては名称及び代表者の氏名)については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。
- 2 ⑧、⑨には、小数点以下第1位まで記入すること。
- 3 ⑩には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記入すること。

※ この報告書は、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等毎に記入すること。(様式コピー可)

(障害者雇用状況報告書の記入上の注意点)

○ 雇用障害者数の対象

- 常用雇用労働者である身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者
- 重度身体障害者、重度知的障害者である常用労働者(1人につき身体障害者又は知的障害者2人を雇用しているものとみなされます。)
- 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者については、身体障害者又は知的障害者1人を雇用しているものとみなされ、精神障害者である短時間労働者については、精神障害者0.5人を雇用しているものとみなされます。)

○ 常用雇用労働者の範囲

常用雇用労働者とは、次のように1年以上継続して雇用されるものをいいます。ただし、雇用保険上の「短時間労働被保険者」及び「高齢継続被保険者」のうち「短時間労働被保険者」である方については、障害者雇用率制度上の常用雇用労働者の範囲には含まれませんので、ご注意ください。

- イ 雇用期間の定めのない労働者
- ロ 一定期間(1か月、6か月等)を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が反復更新されて、事実上「イ」と同一状態にあると認められる者
- ハ 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて、事実上「イ」と同様の状態にあると認められる者

- 「出向中」の労働者は、原則として、その者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける事業主の労働者として取り扱います。なお、いずれの事業主の労働者として取り扱うかについては、雇用保険の取扱を行っている事業主の労働者として取り扱って差し支えありません。
- 外国にある支社、支店、出張所等に勤務している労働者は、日本国内の事業所から派遣されている場合に限り、その事業主の雇用する労働者として扱います。したがって、現地で採用している労働者は含みません。
- いわゆるパートタイム労働者や生命保険会社の外務員等の場合、雇用保険被保険者として取り扱われているかどうかによって判断してください。
- いわゆる登録型の派遣労働者の場合、契約期間の多少の日数の隔たりがあっても、同一派遣元事業主と雇用契約を更新又は再契約して引き続き雇用されることが常態となっている場合には、常用労働者に含まれる場合があります。大阪府商工労働部雇用推進室雇用対策課までお問い合わせください。

○ ①「除外率」欄

主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合に於いてのみ、その除外率を記入してください。

○ ③「法定雇用障害者数算定の基礎となる労働者の数」欄

②「常用雇用労働者数」欄の数に、①「除外率」欄の除外率を乗じて得た数(1人未満の端数切捨て)を②「常用雇用労働者数」欄の数から控除した数を記入してください。

④ 「イ 重度身体障害者の数」欄に係る「**重度身体障害者**」とは？

→ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が **1級又は2級** とされる方

④ 「ロ 重度身体障害者以外の身体障害者の数」欄に係る「**身体障害者**」とは？

→ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が **3級から6級** とされる方

④ 「ニ 重度知的障害者の数」欄に係る「**重度知的障害者**」とは？

→ 知的障害者のうち、知的障害の程度が重いと判定された方
具体的には、次のいずれかの場合に、該当することとなります。

- 療育手帳で程度が「A」とされている方
- 児童相談所、知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医による療育手帳の「A」に相当する程度(特別障害者控除を受けられる程度等)とする判定書をもっている方
- 障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された方(重度障害者介助等助成金、特定求職者雇用開発助成金、職場適応訓練の適用等に当たって行われている「知的障害の程度が重い」範囲と同様の範囲で判定が行われます。)
- これまでに、重度障害者介助等助成金の受給、特定求職者雇用開発助成金の受給、職場適応訓練の実施に当たって「知的障害の程度が重い」とされた方については「重度知的障害者」としての取扱ができる場合がありますので、大阪府商工労働部雇用推進室雇用対策課までご相談ください。

④ 「ホ 重度知的障害者以外の知的障害者の数」欄に係る「**知的障害者**」とは？

→ 児童相談所、知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより「知的障害者」と判定された方

⑤、⑥欄の「**短時間労働者**」とは？

→ 重度身体障害者又は重度知的障害者であって、原則として、雇用保険の短時間労働被保険者となる方です。具体的には、少なくとも次の要件に該当することが必要です。

- 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満であること
- 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること

障害者雇用状況報告書（常用雇用労働者56人未満の事業所）

平成 年 月 日現在

事業主	(フリガナ) 住所 <small>(法人のときは主たる事業所の所在地)</small>	〒540-0000 (電話番号) 06-0000-1111	
	(フリガナ) 名称 <small>(フリガナ)</small>	〇〇〇〇カブシキガイシャ 〇〇〇〇株式会社	
	(フリガナ) 氏名 <small>(法人のときは代表者氏名)</small>	オオサカ タロウ	大阪 太郎 (大阪) (記名押印又は署名)
	事業の種類	〇〇業 (□ □ の製造、販売)	
雇用の状況	区 分		人数等
	① 除外率		5 %
	② 常用雇用労働者の数		54 人
	③ 法定雇用障害者数算定の基礎となる労働者の数		52 人
	④ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数		
	イ 重度身体障害者の数		0 人
	ロ 重度身体障害者以外の身体障害者の数		1 人
	ハ 身体障害者の数 (イ×2+ロ)		1 人
	ニ 重度知的障害者の数		0 人
	ホ 重度知的障害者以外の知的障害者の数		0 人
ヘ 知的障害者の数 (ニ×2+ホ)		0 人	
ト 精神障害者の数		0 人	
⑤ 重度身体障害者である短時間労働者の数		0 人	
⑥ 重度知的障害者である短時間労働者の数		0 人	
⑦ 精神障害者である短時間労働者の数		0 人	
⑧ ⑦×0.5		0 人	
⑨ 計 (④のハ + ④のヘ + ④のト + ⑤ + ⑥ + ⑧)		1 人	
⑩ 実雇用率 (⑨ ÷ ③ × 100)		1.92 %	
備考			

記名の場合、押印を忘れずをお願いします

主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類より名称を記入し内容を詳しく記入してください

主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、その除外率を記入してください

③欄には、②欄の数に①欄の除外率を乗じて得た数（1人未満の端数切捨て）を②欄の数から控除した数を記入してください

②～④欄には、短時間労働者の数は含まないでください

⑧欄及び⑨欄には、小数点第1位まで記入してください

⑩欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記入してください

記載注意

- 1 事業主氏名又は名称(法人にあつては名称及び代表者の氏名)については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。
- 2 ⑧、⑨には、小数点以下第1位まで記入すること。
- 3 ⑩には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記入すること。

※ この報告書は、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等毎に記入すること。(様式コピー可)